

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化など社会情勢による食の問題、ライフスタイルの変化による朝食の欠食や過食の問題、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の増加、あるいは食品表示の偽装による安全の確保など多方面にわたる食の問題が深刻となっています。

こうした中、国は国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進するための法律「食育基本法」を平成17年6月に制定し、平成18年3月に施策推進のための基本方針を定めた「食育推進基本計画」を策定しました。

また、食育基本法第10条では、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の特性をいかした自主的な施策の策定及び実施を促しています。

本市においても、共通の課題を有する一方、特有の課題の改善も必要とされます。自ら食のあり方を学ぶ必要性に気がつくこと、未来を担う子どもたちが豊かな人間性を育み食べることの重要性を考える力をもつこと、平塚ゆかりの文化人が残した食育の精神を継承していくこと等、市民一人ひとりが実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」を策定します。

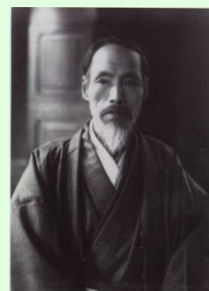
食育とは

食生活における知識・選択力の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基本所作の実践に加えて、自然の恩恵等に対する感謝の念と理解、優れた食文化の継承等食に関する基礎の理解など、広範な内容が含まれます。

「平成20年 食育白書」から

村井弦齋

平塚にゆかりのある明治時代の小説家・村井弦齋は、
「小児には、徳育よりも、智育よりも、食育が先。
体育、徳育の根源も食育にある」
明治36年に著した小説『食道楽』の中でこう記しています。



「食育」という言葉は、いつ頃から使われているの？

- 「食育」という言葉は、明治時代から使われており、明治31年に発行された石塚左玄「食物養生法」と明治36年に発行された村井弦齋「食道楽」の中では次のように記されています。

(食物養生法)

「体育も智育も才育も、すべて食育であると認識すべき」

(食道楽)

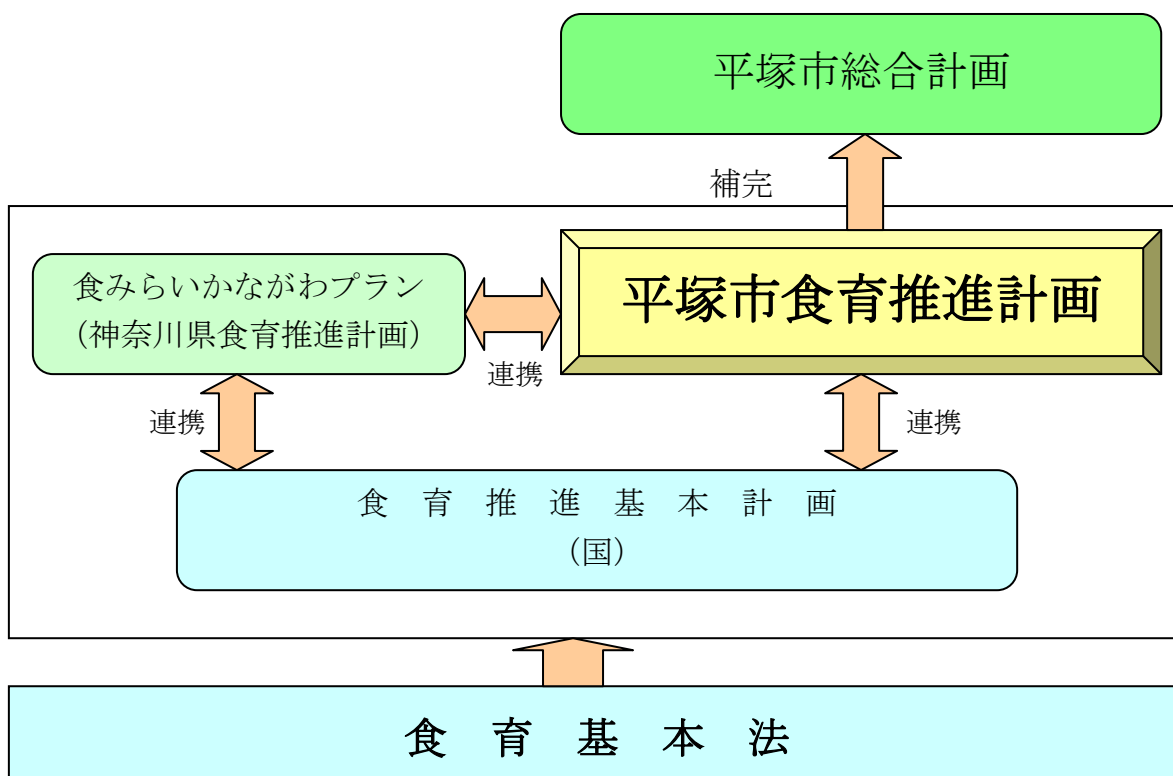
「小児には、徳育よりも智育よりも体育よりも、食育が先。体育、徳育の根源も食育にある」

- 「食道楽」は、東京の上流家庭を舞台にし、その中で和洋中の様々なメニューとその調理法などを紹介しているユニークなものとして、当時の大ベストセラーとなりました。
- 村井弦齋は、「食道楽」の莫大な印税をもとに神奈川県平塚市に広大な土地を求め、その屋敷内に果樹園、野菜畑、畜舎などを配置し、食材づくりの段階から「食道楽」の世界を実践しようとしてきました。
- 平塚市では、その跡地にある村井弦齋公園で毎年「村井弦齋まつり」が開催され、「食道楽」に登場する600以上のレシピの中から家庭でもできるメニューを紹介する弦齋料理教室などが開かれています。

「食みらい かながわプラン」から

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、本市の食育推進の方向性、めざす姿を示し、本市が取り組む施策を明らかにするとともに、個別計画として「平塚市総合計画」を補完する位置付けを有する計画です。
- (2) すべての食育関係者並びに市民がそれぞれの特性をいかしながら、連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示しています。



食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときには、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とし、その間に中間実態調査を実施します。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても計画を見直します。

計画の進行図

